

# 「常陽」1次主循環ポンプオイルプレッシャーユニット用給電盤の据付

## 引合仕様書

## 1. 概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」と記す）大洗原子力工学研究所高速実験炉「常陽」のうち、施設整備費補助事業である「常陽」の運転再開に向けた新規制基準の適合性確認に対応する 1 次主循環ポンプオイル・プレッシャー・ユニット（OPU）用給電盤の据付を実施するものである。

## 2. 一般仕様

### 2.1 契約範囲

- (1) 1 次主循環ポンプ OPU 用給電盤の据付 . . . . . 1 式
- (2) 図書の作成 . . . . . 1 式
- (3) 使用前事業者検査の助勢 . . . . . 1 式

### 2.2 図書\*1

#### (1) 提出図書

図書名	提出時期	部数
① 品質マネジメント計画書	契約後速やかに	3 部
② 工程表	契約後速やかに	3 部
③ 図書一覧表	契約後速やかに	3 部
④ 委任又は下請負届（機構指定様式）	作業開始 2 週間前まで	一式

（下請負等がある場合に提出のこと。）

#### (2) 確認図書

図書名	提出時期	部数
① 現地作業要領書（試験検査要領を含む）	作業着手前*1 *2	3 部
② 現場施工図	作業着手前*1 *2	3 部

#### (3) 作業着手に必要な書類

図書名	提出時期	部数
① 体制表	作業着手前*1 *2	1 部
② 作業着手書類一式	作業着手前*1 *2	1 部

#### (4) 完成図書

図書名	提出時期	部数
① 作業報告書（試験検査成績を含む）	作業終了後速やかに	2 部
② 実績工程	作業終了後速やかに	2 部
③ (2)の完成版	作業終了後速やかに	2 部

④ 試験検査用計器の校正成績書、

トレーサビリティ体系図 作業終了後速やかに 2部

⑤ 作業写真集 作業終了後速やかに 2部

(5) その他

図書名	提出時期	部数
-----	------	----

① 打合せ議事録	打合せの都度	3部
----------	--------	----

(6) 提出場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速実験炉部 高速炉第2課

\*1 図書については、現地工程時期の違い等により、分割、統合して提出してもよいものとする（ただし、機構指定様式による提出図書類については分割、統合できないものもあると考えられるため、これについては機構担当者にあらかじめ確認すること）。

\*2 現場作業着手に必要な書類は原則として、作業着手の2週間前までに提出のこと。

## 2.3 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速実験炉「常陽」 原子炉建家及び原子炉付属建家

## 2.4 納期

令和8年4月30日

## 2.5 検収条件

本仕様書の「3. 技術仕様」に定める事項を完了したこと及び完成図書の完納をもって検収とする。

## 2.6 受注者工場立会検査

無

## 2.7 現場作業

(1) 現場作業 有

現場作業があるため、大洗原子力工学研究所が定める「安全管理仕様書」に従うこと。

周辺防護区域（「常陽」フェンス内）へ立入る際は、「常陽」警備所にて本人確認が行われるため、作業員は全員、顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的身分証明書）を携帯するか、または、顔写真入りの作業員名簿を作成し、予め提出すること。

(2) 核物質防護区域内作業 有

核物質防護区域内への立ち入りの際は、顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的身分証明書）の提示が必要であるので、作業員は全員、身分証明書を携帯すること。

(3) 放射線管理区域内作業 有

放射線管理区域内作業があるため、大洗原子力工学研究所が定める（南地区）放射線安全取扱要領に従うこと。

当該作業を開始する前に、受注者側作業員は、原子力機構が行う保安教育を受けること。但し、放射線に関する知識は、受注者側で教育すること。

(4) ナトリウム取扱作業 無

## 2.8 支給品

(1) 電力等（既設取合点から以降は受注者の範囲）

① 工事用電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

② 水道・・ 1 式

(2) 1 次主ポンプ OPU 用電源盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 式

(3) その他協議により合意したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

## 2.9 貸与品

(1) 関連図面の内、展開接続図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

(2) その他協議により合意したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

## 2.10 受注者準備品

(1) 試験検査用計器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

(2) 作業に使用する工具・支給品を除く資材類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

(3) その他作業に伴う交換品及び消耗品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

## 2.11 適用法規

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

法律第 166 号

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

政令第 324 号

(3) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

総理府令第 83 号

(4) 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

総理府令第 11 号

(5) 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則

総理府令第 74 号

(6) 試験研究の用に供する原子炉等の溶接方法の認可について 12 安局 第 211 号

(7) 消防法

(8) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（日本機械学会）

(9) 日本産業規格 (JIS)

- (10) 日本電機工業会規格(JEM)
- (11) 電気規格調査会規格(JEC)
- (12) その他関連法令、規則、指針及び規格

#### 2.12 作業員の力量

- (1) 現場責任者等教育修了者のうちから現場責任者を選任し、作業管理を行わせること。なお、現場責任者は、自らの判断で作業員を兼務してはならない。現場責任者が作業員を兼務する場合は、作業担当課長と協議すること。
- (2) 現場責任者等教育の受講が必要な場合は、受講希望日の2週間前までに受講申請を行うこと。
- (3) 資格を必要とする作業では有資格者が実施すること。また、免状等を携帯し、提示要求された場合にはそれに応じること。

#### 2.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満足した物品を採用すること。
- (2) 本仕様書に定める図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の適用対象であるため、当該基準を満たしたものであること。

#### 2.14 化学物質排出把握管理促進法の推進

- (1) SDS 制度の対象となる化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）を取扱う場合は、作業前に SDS（化学物質等安全データシート）を1部提出すること。
- (2) 作業では、SDS を活用し取扱いに注意すること。
- (3) 作業終了後に、使用量、排出量を報告すること。

#### 2.15 機密保持

- (1) 受注者は、この契約に関して知り得た情報を、第三者に開示、提供してはならない。ただし、受注者が下請負人を使用する場合は、その者に対して機密の保てる措置を講じて必要な範囲内で開示することができる。なお、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供しようとするときは、あらかじめ、書面により原子力機構の承認を得なければならない。

#### 2.16 産業財産権

産業財産権の取り扱いは、別添-1「産業財産権特約条項」によるものとする。

#### 2.17 協 議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、別途原子力機構と協議のうえ決定するものとする。

## 2.18 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

### 監督員

- (1) 高速実験炉部 高速炉第2課 保守第1チーム

## 2.19 その他

- (1) 新設品、交換品には、労働安全衛生法施行令で使用が禁止されている石綿を含有する製品は使用しないこと。
- (2) 受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。
- (3) 受注者は、環境保全に関する法規を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、廃棄物の低減に努めること。
- (4) 現場作業（調査）で使用する電動機器及びエンジン機器は、あらかじめ外観点検や絶縁抵抗測定等の点検を実施し、異常のないことを確認した上で使用すること。
- (5) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項、設計図書、設計の背景、注意事項等を確実に周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を把握し、品質管理、作業管理、工程管理をはじめとするあらゆる点において、下請業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合には、受注者の責任において処理すること。
- (6) 現場作業（調査）の実施にあたっては、当日の作業内容について担当者と打合せを行い、TBM/KYを実施してから作業に着手すること。TBM/KY記録は現場に掲示すること。
- (7) 作業者は、作業区域を明確にするとともに、原子力機構の貸与する「作業表示板」「仮置表示板」を掲示すること。また、必要に応じて作業区域に関係者以外の立入りを制限する等の安全対策を施すこと。
- (8) 受注者は、作業実施前に装置及び作業等の危険要因を評価するためのリスクアセスメントを実施すること。SRA（簡易リスクアセスメント）及びDRA（詳細リスクアセスメント）の何れを実施するかは別途原子力機構と調整すること。ただし、過去に同様の作業を実施した際にリスクアセスメントを実施した場合等、原子力機構が必要ないと判断した場合は、リスクアセスメントを実施しなくてよい。
- (9) 点検または試運転のための機器等の運転・切替・停止、電源の遮断・投入等の操作は、原子力機構が行うものとする。
- (10) \*大型特殊工具等を「常陽」周辺防護区域内に持ち込む場合（「常陽」警備所を通過して持ち込む場合等）は、「常陽」指定の申請書にてあらかじめ申請を行うこと（申請したもの以外は持ち込めない）。

\*大型特殊工具等とは、以下のものを指す。

- ① 大型パール（長さが750mmを超えるもの）
- ② ボルトカッタ（電動、油圧）、せん断装置、ディスクグラインダ（ベビーサンダ）、セーバソー、バンドソー等

- ③ コアドリル（直径 100mm 以上のもの）
  - ④ ホールソーとセットで持ち込む電動ドリル、充電式ドリル（キリとのセットの場合及び充電式ドライバは除く）
  - ⑤ 溶断装置（ガス、電気、プラズマ）
  - ⑥ 液体燃料（危険物第 4 類に属し、数量が指定数量の 1/20 を超えるものに限る（自走のための車両の燃料タンク内のものは除く））
  - ⑦ 爆発物（火薬類、危険物第 5 類に属するもの、可燃性ガス（充填量が 7m<sup>3</sup> 以上のボンベ））
  
  - ⑧ 建設機械等（クレーン車、ブルドーザ、ホイールローダ、油圧ショベル（コンボを含む）、エアハンマ、ハンマードリル等）
- (11) 原子力機構が所有する天井クレーン、フォークリフト等を使用する場合、ボンベ設置・溶接機設置・火気使用・電源使用許可願、撮影許可申請を行う場合は、原則 2 週間前までに申請を行うこと。
- (12) 現場作業（調査）に使用する工具及び消耗品等の機器内等への置き忘れを防止するため、使用工具類リスト及び消耗品リスト等によって管理し、作業前後に員数を確認すること。
- (13) 作業において、問題点又は不具合点が発見された場合は、速やかに原子力機構担当者に連絡すること。なお、何らかの対応が必要と判断した場合は、本契約内での対応可否を含め原子力機構と協議の上、本契約内での対応が可能なものについて以下の措置をとること。
- ① 現地での対応の適否を原子力機構担当者と検討し、現地で対応可能なものは現地で、現地で対応不可能なものは工場等へ持ち帰り修復すること。
  - ② 工場等、原子力機構外へ持ち出す場合は、原子力機構で規定されている「物品持出票」を提出し許可を受けること。
  - ③ 問題点または不具合点については、その内容と対応を記録に残すこと。
- (14) 試験検査は、JIS、JEM、JEC 等の公的規格を適用し実施すること。受注者の社内規格を適用する場合は、予め原子力機構の許可を得ること。
- (15) 受注者は安全文化を育成するために、受注者内で定めた安全管理仕様等を遵守し、毎日の作業開始前には TBM/KY 活動を行い、作業に関係する全員に当日の作業内容を周知した上で作業を行うこと。
- (16) 受注者は、検収の日から 1 年間は、文書の保管を検索し易いように整理して保管場所を決め、常にその所在を明確にしておくこと。
- (17) 以下に従い写真を撮影し、作業報告書に添付すること。
- ① 一連の作業状況の写真
  - ② 原子力機構が指示した写真
  - ③ 不具合が生じた場合の状況写真
  - ④ 据付前後の対象部位及び部品の比較写真
- (18) 報告書には、以下を記載すること。
- ① 部品等の名称、型式、数量、製造メーカー等を明記すること。

- ② 検査に使用した計器の名称、型式、計器校正の有効期限を記載すること。また、報告書に、使用した計器のトレーサビリティ体系図及び校正成績書を添付すること。
- (19) 試験検査用計器については、国家標準まで迎れるトレーサビリティ体系に基づき校正されたものを使用すること。この際、トレーサビリティ体系上にある上位計器-下位計器の計測精度、校正有効期限等の関係に齟齬がないことを確認すること。
- (20) 文書を変更した場合は、旧文書の誤用を防止するよう適切に管理すること。
- (21) 作業において発生した撤去品のうち、スクラップについては、鉄・非鉄に分別して原子力機構の指定する場所（大洗原子力工学研究所内）まで運搬すること。また、スクラップ以外の撤去品についても原子力機構の指定する場所（大洗原子力工学研究所内）まで運搬すること。
- (22) 本作業で発生した放射性廃棄物については、原子力機構の定める「放射性廃棄物の区分方法」等に従って処理を行うこと。また、廃棄物低減の観点から、管理区域内に不要な資材を持ち込まないこと。
- (23) 本件に関し品質保証監査が行われ、資料の提示等、品質保証監査に協力を求められた場合は、協力すること。
- (24) 分解、組立、試験検査の各段階において材料の選定、識別、保管、機器内部への異物混入防止等の方法及び必要な対策を定めて適切に管理すること。また、系統の識別の方法及び必要な対策を定めて適切に管理すること。
- (25) 火気等を使用する場合は、以下の事項を要領書に記載し遵守すること。
- (火気使用作業は、ガスバーナ、グラインダー、溶接機、ヒータ、電気機器等を使用することである。)
- ・火気使用工事届出書に記載した注意事項を厳守すること。
  - ・要領書の手順に火気の使用と使用する場所の安全対策を明記すること。
  - ・火気と可燃性溶剤等を同一作業エリア内で同時に使用することを厳禁とすること。
  - ・火気使用作業の要領（手順）に、火気使用、作業内容、「溶接・溶断等火気使用作業時の点検・確認票」による確認（ホールドポイント）をすることを明記する。また、要領書に「溶接・溶断等火気使用作業時の点検・確認票」を添付すること。
  - ・火気使用前に「可燃物が無いこと」を確認すること。また、同一作業エリア内に可燃性溶剤（有機溶剤、スプレー類など）等、火気と離れていても引火する可能性のある可燃物が使用されていないことを確認すること。
  - ・火気使用前に可燃性溶剤等が当日使用されている場合は、可燃性ガス検知器等で滞留がないことを確認すること。滞留がある場合は、無くなるまで換気等を実施すること。
  - ・火気を使用する場合は、火気使用表示、作業エリア内の全作業員に周知すること。
  - ・火気使用時に同一作業エリアに可燃物、可燃性溶剤等を保管する場合は、防災シート、スパッタシート等で覆い作業場所から離すこと。
- (26) 可燃性溶剤等を使用する場合は、以下の事項を要領書に記載し遵守すること。
- (可燃性溶剤等とは、危険物、有機溶剤、有機塗装、スプレー類、潤滑油、制御油、燃料油、LPG 等である。)



- ・要領書の手順に可燃性溶剤等の使用が分かる様に記載すること。
- ・防火対策（消火器の位置の確認）を徹底すること。
- ・可燃性溶剤等の危険有害要因として取り上げること。
- ・噴霧した溶剤等を滞留させない、滞留しやすい場所を避ける、換気を行うこと。
- ・周囲に火気等がないことを確認すること。
- ・スプレー類について、噴射角が広いなど必要以上に噴射していないか、漏れがないか、作業員の指に液が付着しやすくないかの観点から使用前点検を行うこと。
- ・持ち込む可燃性溶剤等の名称、種類、量等を要領書へ記載すること。

（現場への持ち込み量は最小限の持込とし、無くなったら補充することとする。）

(27) 公的規格が定められていない材料を使用する場合は、下記の事項を行うこと。

- ① 公的規格が定められていない材料について、材料メーカーでの材料証明書発行に当たり、材料メーカーの品質管理部門等が確認したことを受注者が確認すること。
- ② 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができないものについては、必要に応じ、受注者が元データの確認を行うこと。

(28) 受注者は、検収の日から1年間は、文書の保管を検索し易いように整理して保管場所を決め、常にその所在を明確にしておくこと。

(29) 文書を変更した場合は、旧文書の誤用を防止するよう適切に管理すること。

(30) 受注者は、調達後における保安に関する維持（取扱の注意事項等）又は運用（混載禁止等）に必要な技術情報を提供すること。

(31) 安全文化を醸成するために受注者が行う活動として、本作業に従事する作業員は、受注者の品質マネジメント計画書に従い、安全確保に必要な教育等を受講したものを従事させること。

(32) 調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出に関する事項について、本仕様書に記載された要求事項を満足していることを確認するために、作業報告書とその記録として提出すること。

(33) 本契約において事故・トラブルが発生した時には、特別受注者監査を実施する。受注者監査を実施した結果、受注者に対して必要な改善を指示した場合は、その指示に従うこと。

(34) 不適合が発生した場合は、受注者が定めた品質マネジメント計画書の手順に従い、以下の項目を含めた受注者不適合発生連絡票にて報告すること。

- (i) 不適合の名称
- (ii) 発生年月日
- (iii) 発生場所
- (iv) 事象発生時の状況
- (v) 不適合の内容
- (vi) 不適合の処置方法及び処置結果

## 2.20 受注者の責務

受注者は、本仕様書及びその他の付属文書等に定めるところに従い、本仕様書に定める受注者の責務を誠実に遂行すること。

## 2.21 個人情報の保護

本契約で得られた個人情報は、本契約以外の目的に使用しない。

### 3. 技術仕様

本仕様書は、原子力機構大洗原子力工学研究所高速実験炉「常陽」1次主循環ポンプOPU用給電設備のうち、新規制基準対応に伴う1次主循環ポンプOPUの無停電化に係るOPU用給電盤の据付に関するものである。

「常陽」1次主循環ポンプOPUの機器の一つである潤滑油ポンプは4台（1A号機、2A号機、1B号機、2B号機）あるが、そのうち1A号機、2B号機の受電先を既設の非常用電源から新規に設置される無停電電源装置からの受電に変更する。本件は、この受電先の変更に併せて耐震機能要求を含めて製作された給電盤の据付等を行うものである。

#### 3.1 1次主循環ポンプOPU用給電盤の据付

支給する1次主循環ポンプOPU用給電盤2式を保管場所から「常陽」原子炉建家まで運搬し、添付資料-1に示すR-501室に据付すること。保管場所については原子力機構から別途指定するものとする。据付位置は壁面とし、壁面にアンカー等を施工し据付けること。その際、据付作業に必要なアンカー及び足場等資機材については受注者側にて準備すること。なお、据付位置の詳細については原子力機構と協議の上、決定するものとする。また、据付位置にアンカー等が施工可能な事を据付前までに確認し施工すること。支給する1次主循環ポンプOPU用給電盤2式の主な仕様については表-1に示す通りとする。

表-1 1次主循環ポンプOPU用給電盤の設計

設計仕様		
耐震クラス	B(Ss)	
安全重要度分類	PS-3	
設工認対象	有	
定格電圧	動力：3φ AC420V 50Hz 計装：AC110V 50Hz	
盤外ケーブル取合寸法	動力：5.5sq 計装：3.5sq 規格：IEEE383 同等以上	
固定方式	壁掛け式	
盤材質	SS400	
盤吊り上げ方式	吊りボルト	
据付ボルト	SS400 M16×40 8本 (受注者準備品とする)	
数量	A系	1面
	B系	1面

### 3.2 1次主循環ポンプ OPU 用給電盤の盤外ケーブルの接続

3.1 に示す 1 次主循環ポンプ OPU 用給電盤 2 式を据付後、動力ケーブルの受電側及び送電側、計装ケーブルを給電盤と接続すること。各ケーブルは現地に据付けられている新規制対応用のケーブルを使用し、端末処理を施した上で接続すること。また、電線管と 1 次主循環ポンプ OPU 用給電盤間はフレキ管等によりケーブルが剥き出しにならないよう処置すること。ケーブルサイズは表 1 の盤外ケーブル取合い寸法に示す通りとする。

### 3.3 試験検査

3.1 及び 3.2 に示す作業終了後、以下の試験検査を原子力機構の立会いの下に確認すること。詳細は試験検査要領書にて決定するものとする。また、試験検査後に原子力機構が実施するインターロック試験に立会い、1 次主循環ポンプ OPU 用給電盤が正常に動作することを確認すること。

#### ① 材料検査(記録確認)

対象はアンカーボルト等 1 次主循環ポンプ OPU 用給電盤の据付に係る部位のみとする。

#### ② 外観検査

外観に有害な傷、変形等がないことを確認すること。

#### ③ 据付検査

各部締付部の緩み、部品の変形、据付状態を確認し、異常のないことを確認すること。

#### ④ 絶縁抵抗検査

#### ⑤ 導通検査

### 3.4 使用前事業者検査の助勢

原子力機構が実施する使用前事業者検査申請に必要な情報を提供するとともに、工程表、試験検査要領書、検査記録、説明書及び図面等の作成に協力すること。

### 3.5 特記事項

- (1) その他詳細は、原子力機構との打ち合わせにより決定する。

以上

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

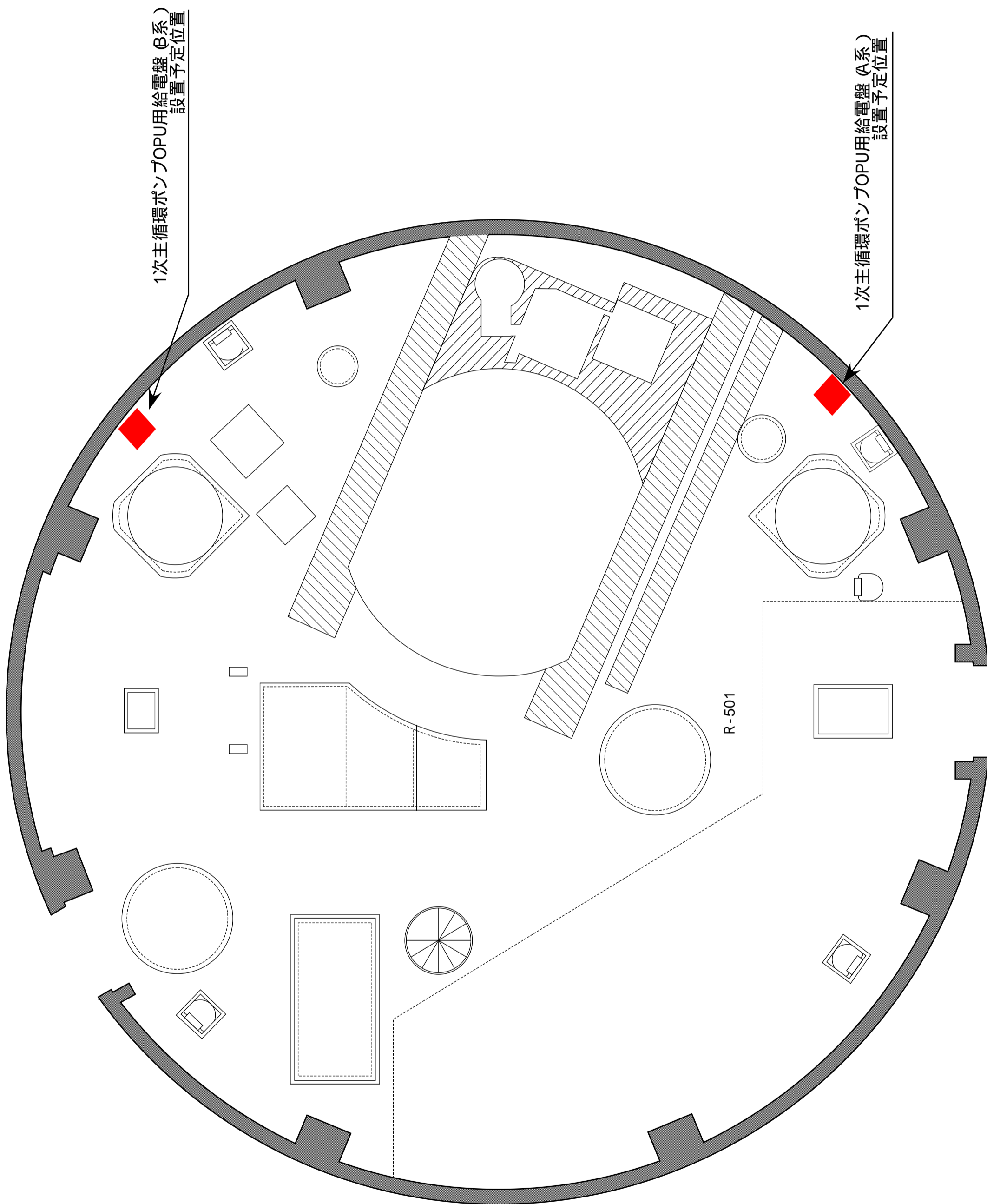
2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。



1次主循環ポンプOPU用給電盤の据付位置について